

觀理院權僧正
樹下日向

疱瘡神

右大將様御疱瘡御快然被遊候爲御祝儀、明廿七日御能被仰付候間五ツ時御城江罷出見物仕候様可被申渡候、

十月廿六日

〔親長卿記〕文明三年後八月六日、稱送疱瘡之惡神之由、珍尼公出來之由、兒女出稱之不可說、所々有囉物、每日事也。七日、今日町送疱瘡之惡神、有囉物、室町殿御前、北小路殿御前等可渡之、或仁構棧鋪招請之間罷向了、見物不相應也、種々有囉物云々。

○疱瘡神ノ事ハ、神祇部神祇總載篇ニ在リ、

〔古事記傳十〕伯耆國人の云く、本國八橋郡東積村に、鷺大明神と云あり、須佐之男命を祭ると云、同村に大森大明神と云あり、大穴持命を祭ると云り、併兩社の神主細谷大和と云、さてその鷺大明神を疱瘡の守神なりと云て、そのわたりの諸人あふぎ尊みて、小兒の疱瘡の輕からむことを祈る、まづ初に此願を立るときに、此社に詣て、竹皮の笠を一蓋借て歸て、家内に齋ひ置て、その兒疱瘡をことなく亥をへぬれば、賽に同じさまの笠を今一蓋添て、初のと共に、かの社に返し納奉る、此笠どもはみな、神の御前に積置を、又後に祈かくる者は、一蓋づ、借て歸るなり、

疱瘡雜載

〔叢桂偶記〕痘瘡略中

五雜組曰、韃靼種生無痘疹、以不食鹽醋故也、近聞其與中國互市間、亦學中國飲食遂時一有之、彼人卽昇置深谷中、任其生死、絕跡不敢省視矣、一云、不食猪肉故爾、西域聞見錄曰、小兒亦出痘、輕而易過、百中或損一、亦從無回子麻面者、倘出痘者多則避於深山極寒之地可免、克昌原按、其症之發不在食餌、五島八丈島亦無此病、蓋其風土爲然、西肥鮮此患、人士未染者、不能遠離其地、舍使命四方、或于役